

社会福祉法人美浦村社会福祉協議会 福祉団体活動助成金交付要綱

平成 24 年 9 月 3 日会長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会（以下「**本会**」という。）が、
会員組織体制の強化と地域福祉活動の促進をはかるため、福祉関係団体及びボランティア
団体に対し毎年度予算の範囲内において、活動助成金（以下「**助成金**」という。）を
交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「**助成事業等**」とは、助成金の交付の対象となる社会福祉事業
活動をいう。

2 この要綱において「**助成事業者等**」とは、助成事業等を行う者をいう。

(助成の対象となる団体等)

第 3 条 助成金交付の対象となる団体は、次の要件を全て満たしている団体とする。

- (1) 主に村内で活動し、かつ村内に拠点を置く福祉団体であること
- (2) 構成人員が 5 人以上であること
- (3) 宗教又は政治・営利活動を主たる目的とするものでないこと
- (4) 会計年度を設定し、毎年度予算決算が決定されていること

(交付の要件及び交付額)

第 4 条 この要綱による助成金の交付額は、別表の通りとする。

2 前項の助成金の交付額は、第 6 条に規定する審査により、減額することができる。

(交付申請)

第 5 条 助成事業者等が助成金の交付を受けようとするときは、福祉活動助成金交付申請
書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

2 前項の定めによる申請書の提出には、助成事業等計画書、収支予算書、会員名簿又は
役員名簿、総会資料等を添付するものとする。

(審査方法及び交付決定)

第 6 条 前条の規定に基づいて、助成金交付申請書の提出があったときには、その申請に
対する助成の可否及び助成金額の審査を本会の総務企画委員会で行い、会長が決定する。

2 申請団体の前年度決算残額が当該年度の助成申請額を上回っているときは、特別な場
合を除き助成金は交付しない。

3 会長は、前項の審査結果を福祉活動助成金(不)交付決定通知書(様式第2号)により対象団体に通知し、交付が決定した団体には助成金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第7条 会長は、助成事業者等が次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に反したとき
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(助成金の返還)

第8条 会長は、前条による取り消しを決定した場合において、取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(精算書の提出)

第9条 第6条の規定により、助成金の交付を受けた助成事業者等は、当該事業年度終了後2ヶ月以内に助成金精算書(様式第3号)により、助成対象事業報告書及び決算書を添付し、本会へ提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

別表（第4条関係）

対 象	要 件	交付基準額	交付額
美浦村に活動の拠点を置く福祉関係団体	自主事業を年2回以上実施している会員数が80名以上の団体	150,000円	前年度の会費収入又は基準額のいずれか少ない額
	自主事業を年2回以上実施している会員数が30名以上80名未満の団体	50,000円	前年度の実支出額又は基準額のいずれか少ない額
	自主事業を年2回以上実施している会員数が30名未満の団体	30,000円	前年度の実支出額又は基準額のいずれか少ない額
ボランティア等美浦村の地域福祉活動に実績のある団体	自主事業を年2回以上実施している会員数が80名以上の団体	150,000円	前年度の会費収入又は基準額のいずれか少ない額
	次の本会事業に協力する会員数が80名未満の団体 (1) ボランティア育成 (2) 助け合い事業 (3) 福祉交流活動 (4) 配食サービス	20,000円	前年度の実支出額又は基準額のいずれか少ない額、但し当該年度に新たに発足した団体に関しては基準額を交付することができる

様式第1号(第5条関係)

福祉活動助成金交付申請書

平成 年 月 日

美浦村社会福祉協議会会長 殿

団体名

住所

代表者名

印

福祉活動助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記により申請いたします。

記

1 助成申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 会員名簿又は役員名簿

(4) ()

福祉活動助成金(不)交付決定通知書

平成 年 月 日

様

美浦村社会福祉協議会会長

平成 年 月 日付けで申請のあった福祉活動助成金についての審査結果を、下記により通知します。

記

- 1 交付 下記により交付する
- 2 不交付 (事由 :)

- ア 交付決定額 金 円
- (1) 申請通り
 - (2) 減額 (事由 :)
- イ 交付年月日 平成 年 月 日
- ウ 指示事項
- (1) 当該年度終了後 2 か月以内に使途の報告すること (様式第 3 号)
 - (2) この助成金が不正に使用された場合、又は余剰が生じた場合には、
第 8 条の規定により返還を命ずることがある

様式第3号(第9条関係)

福祉活動助成金精算報告書

平成 年 月 日

美浦村社会福祉協議会会長 殿

団体名

住所

代表者名

印

福祉活動助成金について、次のとおり精算報告いたします。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付額 | 円 |
| 2 精算額 | 円 |
| 3 差引残額 | 円 |
| 4 添付書類 | |
| (1) 事業報告書 | |
| (2) 収支決算書 | |

事業計画書

区 分	事業内容	実施予定日	説 明
自主事業活動			
参加事業活動			
その他の活動			

収支予算書

収入

(単位：円)

科目	金額	説明
会費		
助成金		
雑収入		
繰越金		
合計		

支出

(単位：円)

科目	金額	説明
会議費		
活動費		
需用費		
雑支出		
予備費		
合計		

収入合計 円

支出合計 円

事業報告書

区 分	事業内容	実施日	説 明
自主事業活動			
参加事業活動			
その他の活動			

収支決算書

収 入

(単位：円)

科 目	金 額	説 明
会費		
助成金		
雑収入		
繰越金		
合計		

支 出

(単位：円)

科 目	金 額	説 明
会議費		
活動費		
需用費		
雑支出		
予備費		
合計		

収入合計 円

支出合計 円

差引残金 円